

重要事項説明書

当施設が提供する介護老人福祉施設のサービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を次のとおり説明します。
わかりにくいことがあれば遠慮なくご質問ください。

1 事業者概要

(1) 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 多宝会 (外称)
法人所在地	〒960-8035 福島県福島市本町4-23
電話番号	024-522-6611
代表者氏名	理事長 加藤 貴之
設立年月日	平成9年7月23日

(2) ご利用施設

事業所名称	特別養護老人ホーム アリヴァーレ宝生園
所在地	〒960-2155 福島県福島市上名倉字玉ノ木19番4
介護保険事業者番号	0770101608
営業日	365日 24時間体制
電話番号	024-594-0061
施設長(管理者)	齊藤 タ子
設立年月日	平成14年7月1日

2 施設の目的と運営方針

事業の目的	特別養護老人ホームユニットケア施設において、介護保険法並び関係法令に基づき、その専門性を活かして、入居者様一人ひとりの意志及び人格を尊重して自宅への生活復帰を念頭に置いて、住み慣れた生活が連続したものになる様に配慮しながら、各ユニットにおいて入居者様が相互に社会的関係を築き、自立した日常生活を営む事が出来るよう介護サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	入居者様が可能な限りその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事・口腔・栄養・整容等の基本的生活の適切な介護とその日常生活の支援及び健康管理、機能訓練を行うことにより、入居者様の心身機能の維持を図ると共に、ご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るための生活介護サービスの提供を行います。

3 施設の概要

特別養護老人ホーム アリヴァーレ宝生園

(1) 主要な設備

区 分	内 容			
入居定員	長期入居 50名、短期入所 10名			
長期入居	居室	共同生活室	トイレ	キッチン
ユニット(きらめきハウス)	個室15.00㎡×12室(洗面付)	1室112.05㎡	2	1
ユニット(ほのぼのハウス)	個室15.00㎡×13室(洗面付)	1室117.44㎡	2	1
ユニット(ときめきハウス)	個室15.00㎡×13室(洗面付)	1室117.44㎡	2	1
ユニット(かがやきハウス)	個室15.00㎡×12室(洗面付)	1室112.05㎡	2	1
短期入所	居室	共同生活室	トイレ	キッチン
ユニット(いきいきハウス)	個室15.00㎡×10室(洗面付)	1室78.05㎡	2	1
浴室	4室(一般浴室 3室、特殊浴室 1室)			
医務室兼看護室	1室(12.00㎡)			
静養室	1室(12.00㎡)			
面接室	1室(9.00㎡)			
集会作業室	1室(109.00㎡)			

(2) 職員配置

(令和8年 4月 1日現在)

職 種	従事するサービス種類、業務	常 勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務
管理者(施設長)	管理・監督・指導		1		
嘱託医師(内科)	健康管理				1
生活支援課課長	介護職員の統括管理	1			
介護支援専門員	入居者様のケアマネジメント	1			
生活相談員	相談・連絡調整	1			
ユニットリーダー	介護リーダー	5(1)			
介護職員	生活支援	21(6)		4(2)	
看護職員	健康管理	2	1	1	
機能訓練指導員	健康管理		1		
管理栄養士	食事管理・食事指導	1			
事務員	事務管理・お客様窓口	2			
業務員	施設管理/宿直・清掃			7	

当施設では、入居者様に対して、併設型及び空床型で指定短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)サービスを提供する職員として、上記職員を配置しています。

(3) 職員の勤務体制

職種	勤務体制			
嘱託医師(内科)	毎週 火曜日(午後)			
医師(歯科)	毎週 水曜日(午前)、木曜日(午前)			
介護職員	早番①	6:30~15:30	早番②	6:45~15:45
	早番③	7:00~16:00	早番④	7:15~16:15
	早番⑤	7:30~16:30	早番⑥	8:00~17:00
	早番⑦	8:30~17:30		
	日勤①	9:00~18:00	日勤②	9:30~18:30
	日勤③	10:00~19:00	日勤④	10:30~19:30
	遅番①	11:00~20:00	遅番②	11:30~20:30
	遅番③	12:00~21:00	遅番④	12:30~21:30
	遅番⑤	13:00~22:00	遅番⑥	14:00~23:00
	準夜勤	16:00~翌 1:00		
	深夜勤①	21:00~翌7:00	深夜勤②	22:00~翌7:00
	深夜勤③	22:30~翌7:30	深夜勤④	23:00~翌8:00

4 施設が提供するサービスの概要と利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

施設サービス 計画の作成	①介護支援専門員が入居者様の心身の状態や、生活状況の把握（アセスメント）を行い、入居者様及びご家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、援助の目標やサービスの内容、サービス提供上の留意事項等を記載した施設サービス計画を作成します。 ②作成した施設サービス計画の内容について、入居者様及びご家族に対し、文章にて説明し同意を得ます。 ③施設サービス計画を作成した際には、入居者様に交付します。 ④計画作成後においても、施設サービス計画の実施状況の把握を行い必要に応じて介護計画の変更を行います。
食 事	（食事時間） 朝食： 7：30 ～ 9：30 昼食： 12：00 ～ 14：00 夕食： 18：00 ～ 20：00 入居者様の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、その方の能力に合わせた適切な援助を行います（食形態は、別添参照）。
入 浴	入浴形態： 一般浴槽による入浴 機械浴槽による入浴 衣類着脱、身体清拭、洗髪、洗身等。週2回の入浴又は清拭を行います（体調等により、入浴回数は変化いたします）。
排 泄	排泄の自立を促すため、入居者様の身体能力を最大限活用した支援を行います。
口腔衛生管理	入居者様の口腔内の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者様の口腔内の状態に応じた管理を計画的に行います。
栄養管理	入居者様の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者様の状態に応じた栄養管理を計画的に行います。
機能訓練	機能訓練指導員により、入居者様の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の維持について支援を行い、身体機能低下を予防するように努めます。
健康管理	嘱託医師や看護師が、健康管理を行います。また、関係医療機関による年1回の健診により、入居者様の健康管理に努めます。 管理栄養士は、嘱託医師及び他職種の職員と連携して、入居者様の健康状態に即した食事の提供に努めます。
その他自立 への支援	①入居者様の心身の状況を考慮しながら、可能な限り離床することに配慮します。 ②清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう支援します。 ③レクリエーション活動は自由参加とし、入居者様の自己決定を尊重します。
相談及び援助	入居者様とそのご家族からのご相談に応じます。

(2) 介護保険の給付対象になるサービス利用料金

入居者様にご負担いただく利用料金は、次表のとおりです。入居者様の要介護度に応じたサービス利用料と加算とがあります。

区 分	自己負担額				内容の説明
	負担割合	1割	2割	3割	
利 用 料 (基本報酬)	要介護1	¥670	¥1,340	¥2,010	1日あたりの負担額です。
	要介護2	¥740	¥1,480	¥2,220	
	要介護3	¥815	¥1,630	¥2,445	
	要介護4	¥886	¥1,772	¥2,658	
	要介護5	¥955	¥1,910	¥2,865	
加 算	サービス提供体制強化加算Ⅲ	¥6	¥12	¥18	1日あたりの負担額です。
	個別機能訓練加算	¥12	¥24	¥36	1日あたりの負担額です。
	経口維持加算Ⅰ	¥400	¥800	¥1,200	1月あたりの負担額です。
	経口維持加算Ⅱ	¥100	¥200	¥300	1月あたりの負担額です。
	療養食加算	¥6	¥12	¥18	1食あたり負担額です。(医師の指示による)
	経口移行加算	¥28	¥56	¥84	1日あたりの負担額です。(医師の指示による)
	安全対策体制加算	¥20	¥40	¥60	入居時に1回限り
	初期加算	¥30	¥60	¥90	入居日から30日以内、入院期間が30日を超える場合、退院日から30日以内
	入院外泊時費用	¥246	¥492	¥738	入院外泊日の翌日から6日限度(最大日12日)
	退所前後訪問相談援助加算	¥460	¥920	¥1,380	1回につき
	退所時相談援助時加算	¥400	¥800	¥1,200	1回限り
	退所前連携加算	¥500	¥1,000	¥1,500	1回限り
	退所時情報提供加算	¥250	¥500	¥750	1回につき
	退所時栄養情報連携加算	¥70	¥140	¥210	1回につき
	再入所時栄養連携加算	¥200	¥400	¥600	1回につき
	新興感染症等施設療養費	¥240	¥480	¥720	1日あたりの金額です。(連続5日間に限る)
	看護体制加算Ⅰイ	¥6	¥12	¥18	1日あたりの負担額です。
	栄養マネジメント強化加算	¥11	¥22	¥33	1日あたりの負担額です。
	口腔衛生管理加算(Ⅱ)	¥110	¥220	¥330	月に2回以上、歯科衛生士の管理がある月のみ
	ADL維持等加算(Ⅰ)	¥30	¥60	¥90	1月あたりの負担額です。
	ADL維持等加算(Ⅱ)	¥60	¥120	¥180	1月あたりの負担額です。
	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	¥3	¥6	¥9	1月あたりの負担額です。
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	¥50	¥100	¥150	1月あたりの負担額です。
	自立支援促進加算	¥280	¥560	¥840	1月あたりの負担額です。
	協力医療機関連携加算	¥50	¥100	¥150	1月あたりの負担額です。
	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	¥10	¥20	¥30	1月あたりの負担額です。
	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	¥5	¥10	¥15	1月あたりの負担額です。
	生産性向上推進体制加算Ⅱ	¥10	¥20	¥30	1月あたりの負担額です。
※介護職員等処遇改善加算Ⅱ口として、介護報酬に係る入居者様負担金合計の17.2%を負担いただきます。					

(3) 介護保険の給付対象にならないサービス利用料金

介護保険の給付対象外分の入居者様負担金は、次表のとおりです。

居住費・食費	①居住費 ¥2,200 /日 ②食費 ¥1,800 /日 但し、①居住費及び②食費については、申請により保険者（市町村）が定める「特定入所者介護サービス費」制度に該当する場合、補助給付を受けることができません。 ※補足給付は、世帯全員（別世帯の配偶者を含みます）が市町村民税非課税の場合が対象です。															
(令和6年8月利用分から適用)	<table><tr><th>特定入所介護サービス費</th><th>居住費(日額)</th><th>食費(日額)</th></tr><tr><td>生活保護受給者 市民税世帯非課税で高齢福祉年金受給者（第1段階）</td><td>¥880</td><td>¥300</td></tr><tr><td>年金収入等 82.65万円以下（第2段階）</td><td>¥880</td><td>¥390</td></tr><tr><td>年金収入等 82.65万円超120万円以下（第3段階①）</td><td>¥1,370</td><td>¥680</td></tr><tr><td>年金収入等 120万円超（第3段階②）</td><td>¥1,470</td><td>¥1,420</td></tr></table> ※入院外泊時費用の算定期間（入院した翌日から6日（月を跨ぐ場合は最大12日）以内の場合は、入院外泊加算246円に加え、居住費（介護保険負担限度額認定証・社会福祉法人等入居者様負担軽減確認証をお持ちの方は軽減された金額）をご負担いただきます。 ※入院外泊時費用の算定期間（入院した翌日から6日（月を跨ぐ場合は最大12日）を超える場合は、その期間中の、居住費（介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は軽減された金額になりますが、社会福祉法人等入居者様負担軽減確認証は適用されません）をご負担いただきます。	特定入所介護サービス費	居住費(日額)	食費(日額)	生活保護受給者 市民税世帯非課税で高齢福祉年金受給者（第1段階）	¥880	¥300	年金収入等 82.65万円以下（第2段階）	¥880	¥390	年金収入等 82.65万円超120万円以下（第3段階①）	¥1,370	¥680	年金収入等 120万円超（第3段階②）	¥1,470	¥1,420
特定入所介護サービス費	居住費(日額)	食費(日額)														
生活保護受給者 市民税世帯非課税で高齢福祉年金受給者（第1段階）	¥880	¥300														
年金収入等 82.65万円以下（第2段階）	¥880	¥390														
年金収入等 82.65万円超120万円以下（第3段階①）	¥1,370	¥680														
年金収入等 120万円超（第3段階②）	¥1,470	¥1,420														
特別な食事の提供	入居者様の希望に基づいて特別な食事を提供した場合要した費用の実費															
日常生活費	・事務管理費															

(4) 利用料金のお支払方法

前記(2)(3)の料金・費用は月末締めにて1ヵ月ごとに計算しご請求します。ご指定いただきました金融機関の口座より、利用月の翌月20日または27日に引き落としを致します（20日または27日が土・日・祝祭日の場合は、金融機関の翌営業日となります）。1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

5 入居中の医療の提供及び緊急時の対応

医療を必要とする場合は、入居者様の希望により、医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（ただし、下記協力医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません）また、サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合、感染症等の発症により治療を要する場合には、事前の打合せに基づき、ご家族（身元引受人）、後見人、主治医、救急医療機関に連絡します。

主治医	医療機関名称	医療法人 白寿会 福島中央病院
	主治医の氏名	大 竹 実 恵
	所在地	福島市吉倉字谷地52番地 電話 546-4911
	診療科	内科・呼吸器科・循環器科・整形外科・アレルギー科
	入院設備	有（27床）
	救急指定の有無	有
協力医療機関	医療機関名称	財団法人脳神経疾患研究所付属 南東北福島病院
	所在地	福島市荒井字壇の腰11番地 電話 593-5100
	診療科	脳神経外科・内科・循環器科・外科
	入院設備	有（233床）
	救急指定の有無	有
	医療機関名称	いぬい歯科医院
	所在地	福島市陣場町8-27 電話 522-4325
	診療科	歯科

※ 入居者様が当施設に入居中、医療機関等に入院の必要が生じた場合の対応については以下のとおりです。

・3ヵ月以内の入院の場合

退院後再び施設に入居することができます。尚、居住費については、外泊及び入院時に、お部屋を確保している場合は、費用を徴収させていただきます。ただし、入居者様の同意を得た上で入院期間に限り、空きベットとしてショートステイで利用した場合はその利用期間の居住費については徴収いたしません。

・3ヵ月を越える入院の場合

入居者様が連続して3ヶ月を越えて病院または診療所等に入院すると見込まれる場合もしくはした場合、契約を解除させていただきます。

6 施設が提供するサービスについて相談・要望・苦情等の窓口

(1) 当施設における苦情の受付

- ◇ 受付窓口（担当者） 生活相談員・・・・・・ 持地 佑子
- ◇ 苦情解決責任者 施設長・・・・・・ 齊藤 タ子
- ◇ 受付時間 午前9時～午後5時まで
- ◇ 電話番号 024-594-0061

苦情の受付は、面接、電話、書面等により随時受け付けます。

苦情受付担当者が受け付けた苦情は、苦情解決責任者（施設長）と第三者委員会に報告します。

苦情申立人に対し、苦情解決結果の報告書を速やかに提出します。

審査結果に不服等があった場合、福島県運営適正化委員会へ報告し対応します。

(2) 苦情解決第三者委員における苦情の受付

- | | | |
|---------------|--------------------|-----------------|
| 小熊敬子（人権擁護委員） | 福島市上鳥渡字八貫地21-1 | 電話024-593-2248 |
| 阿部国敏（多宝会評議員） | 福島市土湯温泉町字下ノ町25 | 電話090-4631-3088 |
| 佐藤千秋（多宝会評議員） | 福島市土湯温泉町字上ノ町18-101 | 電話090-7526-7199 |
| 渡邊あゆ美（多宝会評議員） | 福島市松川町字天王原3 | 電話080-1802-5148 |

(3) 行政機関その他苦情受付機関

- | | |
|------------------|----------------|
| ◇ 各市町村の介護保険担当課 | 電話024-525-6587 |
| ◇ 福島県国民健康保険団体連合会 | 電話024-528-0040 |
| ◇ 福島県運営適正化委員会 | 電話024-523-2943 |

7 非常災害対策・業務継続計画の策定

非常災害に備え、防災計画書を作成しています。また、防災計画に基づき日中帯及び夜間帯を想定して、避難訓練・通報訓練・救護訓練・消火訓練・搬出訓練等の訓練を定期的に実施します。

消防署等による定期的な査察及び、訓練指導を受けます。

建物にはスプリンクラー及び屋内外消火栓、各種の警報設備等を設置しており、第一級の防災施設です。

非常食は約3日分を備蓄しています。

各設備の定期的な保守点検の実施を行います。（建物・火気・電気配線等・危険物・機械設備・消防設備）

業務継続計画に基づき、感染症や非常災害時においては、入居者様への支援を継続的に実施する事に努めます。早期の業務再開を図るため、計画に沿った訓練や研修等を職員に実施します。

8 緊急時・事故時の対応

(1) 緊急時の対応

入居者様の病状に急変が生じた場合やその他必要時のため、あらかじめ施設の医師（嘱託医師）及び協力医療機関と協議を得て、医師及び協力医療機関との連携方法、その他の緊急時における対応方法を定め、1年に1回以上、協力医療機関と、連携方法について確認をします。入居者様がサービス利用中に容態急変等があった場合、ご家族、後見人へ連絡すると共に関係医療機関と連携し、入居者様の生命の安全を第一に速やかに対応します。

(2) 事故時の対応

入居者様にサービス利用中に事故が発生した場合、ご家族、後見人へ連絡すると共に関係医療機関と連携し、入居者様の生命の安全を第一に速やかに対応をします。

サービスの提供に伴って、施設管理者の責めに帰すべき事項により、入居者様の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、入居者様に対して、その損害を賠償します。

9 衛生管理及び感染対策について

入居者様の使用する食器その他の設備又は飲料に供する水については衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行います。

施設内で感染症発生時は、蔓延しないよう必要な措置を講ずるように努めます。

当施設における感染症予防及び蔓延防止のための指針を整備します。従業者に対し、感染症予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施します。

10 高齢者虐待防止について

当施設では、入居者様等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。また、虐待を発見した際には、速やかにこれを市町村に通報いたします。

- ・ 研修等を通じて、従業者の人権意識や知識の向上に努めます
- ・ 個別支援計画の作成等適切な支援の実施に努めます
- ・ 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が入居者様等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます

11 身体拘束について

当施設では、入居者様の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等はいけません。また、当施設では、身体拘束適正化を図るための指針の整備と対策を検討する委員会を開催し介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を行い知識と技術の向上に努めます。

12 入居中の安全並びに介護サービスの確保等

当施設では、入居者様の安全並びに介護サービスの質の確保を検討するための委員会を開催し、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るよう努めます。

13 ハラスメント対応措置について

当施設では、入居者様またはご家族が当該事業所や当該事業所従業者に対しての下記ハラスメント行為に対して、サービスの中断や契約を解除する措置を講じる場合があります。施設の快適性、安全性を確保するためにもご協力をお願いします。

- ・ 身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ・ 精神的暴力（個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、貶めたりする行為）
- ・ セクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的な態度の要求等、性的でないやがらせ行為）

14 第三者による評価の実施状況

第三者による評価実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	
	② ない		

15 当施設をご利用する際にご留意いただく事項

当施設のご利用にあたり、他の利用されている方々の共同生活の場として快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

来訪・面会	面会時間は、9時～18時です。また、時間外に面会を希望される場合は、事前にご連絡願います（なお、21時～翌8時の面会はできません）。また、面会の際は、受付の面会簿に署名いただきますようにご協力を願います。
家族の宿泊	入居者様ご本人の居室、または、家族宿泊室を利用して宿泊ができます。また、食事提供の希望もお受けしております。
居 室	居室入口に表札が必要な場合は本人並びにご家族様が自由に選択することができます。居室入口ドアには「鍵」が設置してあります。尚、入居者様本人が使用の希望がない場合または、心身状況などにより管理が困難な場合は施設で管理させていただきます。
外出・外泊	入居者様ご本人の体調に問題がなければ、いつでも自由に外出・外泊できます。尚、外出・外泊の際は必ず行先と帰園日時を職員に申し出てください。
設備・器具使用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫 煙	決められた場所以外での喫煙はお断りします。
迷惑行為	騒音等他の入居者様の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者様の居室等に立ち入らないようにしてください。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入居者様に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

16 その他

高額介護サービス費給付の制度

介護保険サービスを受け、1ヶ月間に支払った自己負担額（原則保険対象サービス費用の自己負担額）が下記の上限額を超えたとき、市町村に申請することにより超えた分が高額介護サービス費として、払い戻される制度です。

（令和3年8月利用分から適用）

対象となる方	上限（月額）
課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）※
課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）※
市町村民税課税～課税所得380万円（年収約770万円）未満	44,400円（世帯）※
世帯のどなたかが市町村民税を課税されている方	44,400円（世帯） ※同じ世帯の全ての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の入居者様負担割合が1割の世帯に年間上限額（446,400円）を設定
世帯の全員が市町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）※
前年の合計所得額と公的年金収入の合計が年間80万円以下の方等	24,600円（世帯）※
	15,000円（個人）※
生活保護を受給している方等	15,000円（世帯）※

※ 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。